

議第120号

呉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

呉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のように定める。

呉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、呉市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、19人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、20人とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。ただし、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされた呉市農業委員会の選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日の翌日から施行する。

(呉市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 呉市報酬及び費用弁償条例（昭和22年呉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号から第13号までを次のように改める。

(11) 農地利用最適化推進委員 月額 38,000円

(12) 固定資産評価審査委員会委員 日額 11,100円

(13) 削除

(提案理由)

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等を定めるため、この条例案を提出する。